

宜野湾市長 佐喜眞 淳 殿

宜野湾市議会  
議長 呉屋 等

### 宜野湾市議会からの政策等の提言について

本市議会においては、議会基本条例第 10 条に基づき、本市議会 11 回目となる「議会報告及び市民との意見交換会」を実施しました。

本年度は、会場において直接市民から御意見を伺うとともに、インターネット等でも並行して御意見の聴取をさせていただきました。また、昨年引き続き、市民同士・議員との対話が活性化される「グループワーク形式」を導入し、より多くの声が届き、交流の深まる場となることを目指しました。その結果、令和 8 年 4 月 21 日から 5 月 10 日の 20 日間で 86 件の市政等に関するさまざまな御意見、御要望をいただき、本市議会の政策討論会における協議を踏まえ、下記のとおり政策等として提言することといたしましたので報告いたします。

つきましては、当該提言の趣旨、内容等に御理解をいただき、その速やかな実施に向けて格別なる御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

また、そのほかの意見等についても、今後の市政運営の参考としていただきたく、議会の回答を付して申し送りすることといたしましたので、御参照いただきますようお願い申し上げます。（別紙参照）

### 記

#### 1. 通称「あそび場」の存続に向けた県有地の無償借用及び「軽便鉄道跡地」としての環境整備について

大山 3 丁目に所在する通称「あそび場」は、自治会及び地域住民がボランティアで維持管理を担っており、子どもの遊び場や地域行事の際の駐車場、住民の憩いの場として公共性の高い場所となっている。当該地区内には他に広場や公園が少なく、子育て世帯にとっても重要な空間である。また、当該地は「旧軽便鉄道跡地」としての歴史的・文化的な側面を有している可能性があり、地域の歴史を次世代に繋ぐ文化財的価値を保存・活用する余地がある。しかしながら、現在は

県有地であり、自治会による有償での賃貸借契約は財政的に困難な状況にあることから、今後の存続が危ぶまれている。

当該地の公共性及び歴史的重要性を鑑み、沖縄県から「あそび場」の県有地を無償で借り受け、市による管理体制を構築していただきたい。あわせて、文化財的価値を調査し、案内板の設置など、軽便鉄道の歴史を後世に継承するための有効な手法を検討の上、「あそび場」としての機能維持と歴史的価値の保存を両立した環境整備を実施していただきたい。

## **2. 空家等対策条例の制定について**

管理不全な空家等による防災・防犯上の不安や生活環境の悪化を懸念する声が寄せられたことから、市民の安全・安心を確保するため、空家等対策条例を制定するとともに、危険空家等への対応、所有者への適正管理の促進及び空家等の活用を含めた総合的な対策を推進していただきたい。